

# ニッケルのサプライチェーンにおける 人権デュー・ディリジェンスに関するアンケート

## 基本情報

企業名：三菱自動車工業株式会社

回答日：2026年3月6日



## 1. ニッケル採掘における人権問題の認識状況

1.1 本アンケート受領時点で、貴社は、ニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。

当社では、バッテリー鉱物調達のサプライチェーンに関する人権問題を認識しております。バッテリー鉱物の中にはニッケルも含まれております。

課題の内容は、労働安全衛生・児童労働・強制労働・差別・労働組合の自由・先住民族の生活を含むコミュニティ生活を該当する主な人権課題として、デュー・ディリジェンス調査の対象としております。

1.2 本アンケート受領時点で、貴社は、特にインドネシアにおけるニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。

ハルマヘラ島での土地収奪、先住民族への人権侵害、大規模な環境汚染等の問題が深刻化していることや、保護対象となっている小島のカバエナ島では、大規模な森林破壊・海洋汚染が進行しており、先住民族の生活基盤の破壊や深刻な健康被害に繋がっていることを認識しております。特にカバエナ島については、2025年3月に開催されたイベントで、学びました。課題として国家・企業の関与に課題があると認識しております。

## 2. ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）の実施状況

○方針と制度について

2.1 貴社は、鉱物資源の調達に特化した方針を策定していますか。策定している場合、先住民族の権利尊重（FPIC）を方針に含めているかを含め、方針の具体的な内容をご回答ください。

鉱物資源の調達に特化した方針はありませんが、「人権方針」を策定し、ステークホルダーの人権を尊重した事業活動を行うこととしている他、同方針を踏まえて策定した「サプライヤーCSRガイドライン」にて、「紛争鉱物、社会的問題の原因となる非人道的行為に関わる原材料の不使用を目指し、状況の把握と適切な対応」をサプライヤーに要請しております。また、持続可能な鉱物調達に向け、環境・人権デュー・ディリジェンスを含む新たなポリシーの策定を外部有識者の知見を取り入れながら検討しております。

人権方針については、以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy\\_guideline/pdf/human\\_rights\\_policy.pdf](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/human_rights_policy.pdf)

サプライヤーCSRガイドラインについては、以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy\\_guideline/pdf/supplier\\_CSR\\_guidelines.pdf](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/supplier_CSR_guidelines.pdf)

2.2 貴社は、鉱物資源のサプライヤーの選定や評価の基準、サプライヤーとの契約条件に人権問題に関連する項目を含めていますか。

「サプライヤーCSRガイドライン」では、当社の人権方針を踏まえて差別撤廃や児童労働・強制労働の禁止など人権尊重の項目を定め、サプライヤーに対して人権に配慮した取り組みを要請するとともに、第三者機関によるCSR評価受審の要請と、法令等の違反事象が発生した際の措置を明記しております。

具体的には、新規に取引を開始するサプライヤーに対しては、サプライヤーCSRガイドラインへの合意確認書を提出いただいたうえで取引を開始し、その後も合意状況を継続的に確認することで、実効性の担保を図っております。

また法令等の違反が発生した場合、サプライヤーに内容・応急措置・発生原因を対策する是正措置などの当社へのご報告をお願いしているほか、

再発防止のための管理体制の改善（業務プロセスの改善、監視体制の強化、社員の意識付けの強化等）の取り組みをお願いし、適切な対策が施されるまで、当社からの新規見積依頼書の発行を一時停止することを定めております。

サプライヤーCSRガイドラインについては、以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy\\_guideline/pdf/supplier\\_CSR\\_guidelines.pdf](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/supplier_CSR_guidelines.pdf)

人権方針については、以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy\\_guideline/pdf/human\\_rights\\_policy.pdf](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/human_rights_policy.pdf)

2.3 貴社の事業（現地採掘会社への投資を含む）に使用される鉱物資源について、人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）のプロセスを導入していますか。導入している場合には、遵守している国際条約、国際的枠組みその他の法令・ルールと併せて、プロセスの内容をご回答ください。

当社は、サプライチェーン上の人権デュー・ディリジェンスの一環としてサプライヤーへのデュー・ディリジェンス調査を実施しております。

また、AI を活用し、各国人権法令への抵触リスクのあるサプライチェーンの確認や、紛争鉱物等に関連するサプライヤーとの繋がりの可能性について分析・調査を開始しております。

サプライヤーへのデュー・ディリジェンス調査にあたっては、以下の国際条約・国際的枠組み・その他の法令を遵守または参照しております。

【遵守または参照している国際条約・国際的枠組み・その他の法令など】

国連グローバルコンパクト 10 原則・ILO 基本条約（2022 年から 10 条約）・労働における基本原則と権利に関する ILO 宣言・市民的および政治的権利に関する国際規約 また 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約を含む国際人権章典・ビジネスと人権に関する国連指導原則・OECD 多国籍企業行動指針・多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言・責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス・紛争の影響を受けた高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンに関する OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス

○組織構造について

2.4 鉱物資源の採掘事業（現地採掘会社への投資を含む）及び鉱物資源ないし鉱物資源が使用されている部品の取引に関する人権 DD のプロセスを導入している場合、プロセスを実施している貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に実施しているときは、その概要をご回答ください。

鉱物資源については、関係部門等が連携してサプライチェーンへのデュー・ディリジェンス調査を実施しております。

2.5 鉱物資源の取引及び事業（現地採掘会社への投資を含む）に関する人権 DD のプロセスにおいて人権問題が特定された場合、通常、その問題に対応することとなる貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に対応するときは、関連する部署の名称や関連部署間の連携状況など、対応する組織構造の概要をご回答ください。

人権問題が特定された場合の対応については、上記の体制を基本としつつ、問題の内容・性質に応じて関与させる部門を個別に判断する形としております。

○会議体と報告書について

2.6 鉱物資源の取引及び事業に関連する人権問題を話し合うための会議体はありますか。会議体がある場合に、出席者の概要（役職名等）と開催頻度をご回答ください。

代表執行役社長を委員長とする「人権委員会」が当該会議体となっており、年に3回程度開催しております。参加者についてはサステナビリティ委員会と同一で、以下をご参照ください。

<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/susc-members/index.html>

2.7 鉱物資源に関する人権 DD 報告書は作成していますか。作成している場合、過去の報告書も含め人権 DD 報告書は公開していますか。公開しているときは、公開先をご記入ください。

現在、鉱物資源に特化した人権 DD 報告書は作成しておりませんが、当社サステナビリティウェブサイト上で責任ある鉱物調達に関連する活動を開示しております。詳細は以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human\\_rights/index.html](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html)

3.1 人権 DD のプロセスにおける一連の取組み（人権リスクの評価、特定された人権リスクの防止や軽減のための措置の実施、その実施状況および結果の追跡調査の実施など）を開示していますか。開示内容や開示頻度も含めてご回答ください。また、報告書として開示している場合には、開示先をご記入ください。

サステナビリティ WEB サイト上で人権 DD のプロセスにおける一連の取組みを開示しております。詳細は以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human\\_rights/index.html#Sec10](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html#Sec10)

## 4.人権リスクの影響の特定と評価

4.1 貴社は、鉱物資源のサプライチェーンにおける人権リスクの影響を特定していますか。特定している場合、当該人権リスクを重要課題として認識していますか。鉱物資源の種類も含めてご回答ください。（例：電池製造のためのニッケル採掘における人権侵害）

当社は、人権デュー・ディリジェンスの枠組みに基づき、サプライチェーン全体を対象に人権リスクの特定を継続的に実施しております。

鉱物資源に関連するリスクについては、紛争鉱物（タンタル、錫、タングステン、金）およびコバルト、マイカを対象とし、これらの調達に伴う児童労働や強制労働のリスクを明確に把握しております。これらの鉱物に関連する人権侵害は国際的に深刻な課題とされており、当社はこれらをバリューチェーン上の「特に重要な人権リスク」と位置付けております。

また、当社は 2024 年度より AI 分析ツールを活用し、主要取引先約 800 社に対するサプライチェーン分析を実施し、リスクの可能性が認められたサプライヤーに対し追加調査やヒアリングを行うなど、鉱物資源を含むバリューチェーン上のリスク特定の精度向上に取り組んでおります。これらの活動を通じ、当社は鉱物資源に起因する人権リスクを特定するとともに、重大性を踏まえて重要課題として認識しております。詳細は以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human\\_rights/index.html#Sec10](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html#Sec10)

4.2 重要課題として認識している場合、これらの人権リスクが与える影響をどのように評価したため重要課題であると認識したかをご回答ください。また、その際にどのような方法により人権リスクや事業への影響を評価しましたか。

外部情報や各種国際基準・ガイドライン等を参照しつつ、深刻度と発生可能性の両軸からリスクを評価し、深刻度が非常に高いと評価したこと、また事業展開に不可欠な資源であることも考慮し、鉱物資源に関する人権リスクを重要課題としております。

紛争鉱物やコバルト、マイカの採掘をめぐることは、児童労働や強制労働といった重大な人権侵害が国際社会で広く指摘されており、当社サプライチェーンにおいても潜在的な影響が生じ得るとの観点から、高い優先度を付して対応すべき課題として位置付けております。

また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」およびOECD「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」といった国際基準も、これらの鉱物に関する人権リスクを重点的に扱っており、当社はこれらの基準に沿って重要課題として位置付けております。

影響評価の方法としては、外部専門家の助言を得ながら、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのガイドラインを用いたリスクマッピングを実施し、深刻度と発生可能性の両軸からリスクの評価および優先順位付けを行っております。併せて、AI ツールを活用したサプライチェーン分析、第三者評価機関によるCSR アセスメント、海外生産拠点における人権アセスメント（ILO 基準等を参照）を通じ、当社サプライチェーン全体における鉱物資源関連リスクの実態把握と評価を行っております。

## 5.人権侵害の防止と軽減

5.1 ニッケル採掘に関連する人権侵害を防止または軽減するために、貴社は具体的にどのような措置を実施していますか。

「サプライヤーCSR ガイドライン」において当社の人権方針を踏まえて差別撤廃や児童労働・強制労働の禁止など人権尊重の項目を定め、サプライヤーに対して人権に配慮した取り組みを要請するとともに、「サプライヤー合意確認書」の提出をサプライヤーに求めています。新規取引先に対しては、これらの書類を提出いただいた上で取引を開始し、その後も合意状況を継続的に確認することで実効性の担保を図る対応を取っております。

また、ニッケルを含むバッテリー鉱物を対象としたトライアルでのデュー・ディリジェンス調査は進めております。現時点では具体的な人権侵害に繋がる事実等

は確認されておりませんが、今後も引き続き実態の把握を続けてまいります。

サプライヤーCSR ガイドラインについては、以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy\\_guideline/pdf/supplier\\_CSR\\_guidelines.pdf](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/supplier_CSR_guidelines.pdf)

人権方針については、以下をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy\\_guideline/pdf/human\\_rights\\_policy.pdf](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/human_rights_policy.pdf)

5.2 貴社は、これらの措置の有効性を定期的に評価していますか。評価している場合に、その具体的な方法をご回答ください。

5.1 で説明の通り、現時点では、防止・軽減のための措置としてサプライヤーへの働きかけを行っており、サプライヤーとの合意状況を定期的に確認しております。

5.3 貴社は、これらの人権侵害の防止および軽減に向けた取組みに関して情報公開していますか。公開している場合、公開先をご記入ください。

5.1 で説明した取組みについて、当社のサステナビリティ WEB 上で情報公開を行っており、今後も取組みの状況について継続的に開示を行ってまいります。

[人権への取り組み（サステナビリティ） | 三菱自動車](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html)

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human\\_rights/index.html](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html)

## 6.対話・救済手続き（グリーンバンスメカニズム）の実施状況

6.1 ニッケル採掘に関して、製錬所や採掘現場など、サプライチェーンにおいて発生する人権侵害について、貴社のご状況について以下の質問にご回答ください。

- (1)人権侵害により影響を受ける労働者や地域社会に対して救済制度を提供していますか。

当社グループ企業には内部通報制度を設置しております。2025年4月からはJaCERに加入し、当社の事業活動により影響を受ける全てのステークホルダー向けの救済制度として活用しております。

- (2)救済制度は周知されていますか。周知方法をご回答ください。

当社グループ企業、お取引先様を含むバリューチェーン全体への周知をメール等で図っている他、その他のステークホルダーも閲覧可能なよう、ウェブサイト上でも苦情処理メカニズムについての情報を周知しております。苦情処理メカニズムに関する情報は、以下のウェブサイトをご参照ください。

[人権への取り組み（サステナビリティ） | 三菱自動車](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html#Sec15)

[https://www.mitsubishi-](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html#Sec15)

[motors.com/jp/sustainability/human\\_rights/index.html#Sec15](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/human_rights/index.html#Sec15)

- (3)救済制度はどの言語や手段（電話、オンラインフォーム、電子メール等）でアクセスできるようになっていますか。

JaCERの窓口では、オンラインフォームを中心として、32言語での受付が可能となっております。

- (4)申立人に救済制度の手続き中に法的措置を取る機会是与えられていますか。

当社側が特に禁止している事は無いので、与えられていると考えます。

- (5)苦情が申し立てられた場合、貴社のどの部署（窓口）が最初に対応しますか。

内部通報窓口対応部門が一義的に対応し、案件に応じた振り分けを実施しております。

6.2 貴社は、（ニッケル採掘に関する人権侵害に限らず）人権問題に関する苦情を受け付けるための窓口を海外向けに設けていますか。設けている場合、対応言語を含め、その概要をご説明ください。

実施状況：

当社の事業活動により影響を受ける全てのステークホルダー向けの窓口（JaCER）では海外からの通報を日本語、英語および他の 32 言語で受け付けることが可能となっております。

6.3 ニッケル鉱山の労働者または地域社会からの苦情に対処するための制度を導入している場合は、以下の項目についてご回答ください。

- (1) 貴社の昨年度における苦情受付件数

窓口設置が 2025 年 4 月の為、昨年度の実績はありません。

- (2) 貴社に対して昨年度に提起された人権問題の種類

窓口設置が 2025 年 4 月の為、昨年度の実績はありません。

- (3) 貴社による昨年度中の主な対応内容と結果

窓口設置が 2025 年 4 月の為、昨年度の実績はありません。

- (4) 貴社において昨年度中の苦情 1 件あたりの対応にかかった平均的な期間

窓口設置が 2025 年 4 月の為、昨年度の実績はありません。

## 7. サプライチェーンのトレーサビリティ

7.1 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライヤー（一次、二次およびそれ以降など）をどこまで把握していますか（電池メーカー、製錬所、採掘業者など）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

現在、最上流の鉱山までを範囲とした、バッテリー鉱物に対する調査を、一次サプライヤーを介して実施中です。

サプライヤーリストについては現在公開しておりません。

7.2 貴社は鉱業会社または鉱物処理会社との間で直接、ニッケルその他の鉱物の調達契約を締結していますか。締結している場合は、貴社の人権方針や調達方針などに対する理解とそれらに則した実践の要請について、契約書に明記していますか。

鉱業会社または鉱物処理会社との間で直接、ニッケルその他の鉱物の調達契約を締結しておりません。

7.3 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか。その基準やプロセス、頻度についてご回答ください。調査やモニタリングの結果を公表している場合は、公表先をご記入ください。

ニッケルを含むバッテリー鉱物のサプライチェーンに対して、欧州バッテリー規則に準じた調査シートを展開し、回答いただく形で年1回の調査を予定しております。

7.4 貴社は、人権問題以外にニッケル採掘による環境への影響について調査していますか。

7.3 で記載したデュー・ディリジェンスは、環境と人権を対象としているため、同時に調査を行っております。

7.5 貴社は、調達方針に基づき、サプライヤーに人権尊重を求めるために、どのような措置を講じていますか（例：契約上の義務、サステナビリティ研修の実施など）。また、調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

サプライヤーCSRガイドラインに基づき、第三者評価機関を用いたESG調査を実施し、評価基準スコアを定め、スコア基準に満たないサプライヤーには再度の受審をお願いしております。

また、人権尊重を深く理解いただくために、購買サプライヤー約300社を対象に2025年9月に人権の重要性及びそのデュー・ディリジェンスに関する説明会を実施しました。

## 8.ステークホルダー・エンゲージメント

8.1 EV用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社はステークホルダー・エンゲージメントポリシーを策定していますか。策定している場合、ポリシーの内容をご回答ください。

鉱物資源に関するステークホルダー・エンゲージメントポリシーを単体では策定しておりませんが、人権方針の中でも「ステークホルダーとの関わりを通じて人

権尊重の取り組みを推進」する旨を掲げております。

人権方針については、以下のリンク先をご参照ください。

[https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy\\_guideline/pdf/human\\_rights\\_policy.pdf](https://www.mitsubishi-motors.com/jp/sustainability/strategy/policy_guideline/pdf/human_rights_policy.pdf)

8.2 EV用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社と以下のステークホルダーとの関係性の概要を説明してください。

- (1)労働組合（関与している組合名や関与の内容など）

現時点、特に関与している団体はありません。

- (2)NGO（関与の頻度や内容、成果など）

2024年10月に公表された Recharge for Rights: Ranking the human rights due diligence reporting of leading electric vehicle makers に関連して、同年11月にアムネスティ・インターナショナル様の訪問を受け、鉱物資源を含むサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスに関する当社の取組について説明し、同報告書に関する意見交換を実施しました。

- (3)投資家（人権問題や人権DDの実施に関するコミュニケーションの内容など）

人権問題や人権デュー・ディリジェンスも含めて、サステナビリティ全般に関するコミュニケーションを複数の投資家と行っております。

- (4)国際機関（人権問題に関する取組みへの協力内容など）

現時点、特に関与している団体はありません。

- (5)その他ステークホルダー（ステークホルダーの種類や関与目的など）

現時点、特に関与している団体はありません。

## 9.既知の人権問題に対する対応

9.1 貴社が本アンケートの1.1および1.2で言及した人権問題について、貴社の事業に関連して当該リスクを認識している場合、人権DDプロセス、苦情処理

メカニズムその他の社内プロセスを通じてどのように対処しているかを具体的に  
ご回答ください。

当社および当社グループが、人権に負の影響を与えた、あるいはこれに関与した  
ことが明らかになった場合、社内外のしかるべき手続きを通じて、その救済に取り  
組みます。

是正・救済のため、複数の窓口設置を推進しております。すべての窓口で秘密保  
持を担保しております。また、通報や相談を行った者が報復や不利益を受けるこ  
とはありません。また、社内調査にとどまらず、サプライヤー内での調査が必要  
と判断した場合は、サプライヤーのコンプライアンス担当者と情報を共有・統制  
し、通報者探しや報復などの禁止行為について事前に合意したうえで、当社とし  
て主体的に連携して対応しております。なお、人権侵害やその疑いがあった場合  
の対応・是正措置の内容は、適時、当社ウェブサイトで開示するとともに、サス  
テナビリティレポートに掲載予定です。

## 10.課題と障壁

10.1 サプライチェーンにおける人権問題について、貴社が直面している課題や  
障壁を具体的にご回答ください（例：法規制の欠如、技術的制約、業界全体の問  
題、リソースの制約など）。

鉱物資源・素材が課題の中心ですが、自社製品との関連性特定には課題がありま  
す。業界全体での取組が望ましいと考えておりますが、情報共有においては競争  
法上の制約が生じる可能性があり、業界内での透明性のある情報共有は現状では  
難しい状況です。

## 11.その他

11.1 貴社は、EU その他の国地域における人権デュー・ディリジェンスに関連  
する法制度について、どのような手段で最新情報を入手していますか

公表情報を基に最新情報を入手しております。

11.2 人権デュー・ディリジェンスが日本国内で法制化される場合、内容等に対  
する要望があればご記入ください。

仮に法制化される場合は、実効性が確保され、形式的な運用を許さない制度設計となることを希望します。法制化と同時に、優れた取組みを継続している企業に対する認定制度のようなものを同時に導入して頂きたいと考えております。

11.3 鉱物資源の人権デュー・ディリジェンスを実施するにあたっての課題があれば、その内容についてご記入ください。

10.1 にも記載致しましたが、鉱物資源・素材のサプライヤーで深刻な人権侵害が発覚した際、個社での是正措置には限界があります。国・NGO・NPO・事業会社（OEM）が一体となり、課題に取り組む仕組み作りが必要と考えており、その実現に協力もしたいと考えております。

11.4 人権デュー・ディリジェンスの実施やライツホルダーとの対話などに際し、業界団体やNGO等を活用されていますか。活用方法（課題も含む）についてご記入ください。

業界団体やNGO等の活用は出来ておりませんが、人権分野に強みを持つコンサルとアドバイザー契約を締結し、適時アドバイスを頂いております。

#### アンケート締め切り

ご回答は、**2026年3月6日（金）**までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございます。皆様のご回答は、責任ある調達慣行を推進し、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを推進するために活用させていただきます。